

6 住委第1号 第3期井手町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第3期井手町子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画に関して、ニーズ調査、必要となる資料の作成、需要量の推計、目標量の設定、子ども・子育て会議支援等を実施し、第3期計画を策定することを目的とする。

3 業務機関

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 準拠法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠して施行する。

子ども・子育て関連3法

次世代育成支援対策推進法

上記の施行令、施行規則

その他の関係法令及び規則

5 業務内容

(1) ニーズ調査の実施

次期計画の基礎資料とするため、就学前及び小学生の子ども並びにその保護者を対象として、住民の子育てに関する生活実態や教育・保育に関する現状・要望等を調査し、調査の集計、分析結果等を取りまとめる。

〈調査対象者（悉皆調査）〉

井手町に居住する就学前の児童の保護者 約300人

井手町に居住する小学生の保護者 約300人

※調査票は国の基本方針やモデル調査票案をもとに本町独自の設問を加え、現行計画で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて設計する。受託者は調査票案の設計にあたっての情報提供、設問案の提案等、調査票の設問決定にかかる提案・助言・支援を行う。

〈調査方法〉

郵送による配付、回収

〈調査時期〉

令和6年7月頃を予定

※調査票、発送用封筒及び返信用封筒の印刷、調査票の発送用封筒への封入・封緘作業は、受託者が行う。発送及び回収については町で行う。発送郵送料及び返送郵送料（受

取人払)については委託料に含まない。

(2) 現状把握及び課題の整理

ニーズ調査結果に基づき、現行計画の取り組みの評価を整理し、子ども・子育て支援にかかる現状及び課題の分析を行うとともに、次期計画へ反映させるための基礎資料を作成する。

(3) 井手町子ども・子育て会議の支援

井手町子ども・子育て会議(令和6年度4回程度)の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、会議終了後は議事録要約版をまとめ、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 量の見込みの算出及び確保方策の検討

児童数の推計、家庭類型別児童数等の算出など、基礎的なデータを作成し、ニーズ調査の結果及び国の示す基本方針に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、目標量の設定を行うとともに、確保方策を検討する。

(5) 関係団体等へのヒアリング調査の実施

本町の子育て支援関係団体・関係各課にヒアリング調査を実施する。ヒアリングの実施にあたっては、ヒアリングシートを作成し、ヒアリング調査終了後に結果のとりまとめ、分析を行うこと。

(6) 次期計画案の作成等

(1)～(5)の結果を反映し、次期計画案を作成する。また、井手町子ども・子育て会議等での審議・検討結果に基づき、次期計画案を補修正する。なお、本計画作成に係る資料、データは別途作成する「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例」に係る「子育てにやさしいまちづくり推進計画」の策定に利活用できるよう支援を行うこと。

(7) パブリックコメントの実施支援

次期計画案に関して井手町が実施する住民向けパブリックコメントについて、資料作成及び意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(8) 計画書及び概要版の作成

確定した次期計画の計画書及び概要版を作成する。計画書等は(Word)等版を、「6

成果品」に掲げる仕様で作成する。

(9) その他

国が示す計画策定に関する関係法令・関係通達等、府の指針等の動向、他の自治体の動向等を把握し、情報提供を行うこと。

6 成果品

- ① ニーズ調査関係資料
- ② ニーズ調査集計データ等関係資料一式：電子データ（Excel、Word）等
- ③ 計画書：A4版100頁程度、表紙レザック、本文1色刷、150部
（電子データ（Word）等納品）
- ④ 概要版：A4版8頁程度、4色刷、3,000部（電子データ（Word）等納品）
- ⑤ その他関係資料一式

7 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (2) 制作物等にかかる所有権、著作権は井手町に帰属する。
- (3) 受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。